

鳥取県告示第645号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成21年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開催日時

平成21年12月15日（火）及び同月16日（水）午前9時から午後5時まで

2 開催場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所第204会議室

3 講習の科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講手続

(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部畜産課及び鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/>）において交付する。

(2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に、写真（受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5cm×横2.5cmの大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,540円）に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付けて、平成21年11月24日（火）までに5の場所に提出すること。

5 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部畜産課

電話 0857-26-7290